

登録意匠「トレーニング機器」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 29(行ケ)10198・平成 30 年 3 月 22 日（3 部）判決<請求棄却>

【キーワード】

視覚的印象，意匠の類似（同法 3 条 1 項 3 号），美観の類似（？），美観と美感

【事案の概要】

1 被告が有する意匠権

被告（株式会社わがんせ）は，次の意匠（以下「本件意匠」という。）の意匠権者である。

登録番号	第 1 5 6 5 0 7 4 号
出願日	平成 2 8 年 2 月 5 日
登録日	平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日
意匠の内容	別紙審決書（写し）の「別紙第 1」記載のとおり

2 本件意匠についての意匠登録無効審判

原告（株式会社 MTG）は，平成 2 9 年 4 月 4 日，本件意匠についての意匠登録無効審判を請求した（無効 2 0 1 7 - 8 8 0 0 0 3 号）。

特許庁は，上記請求について審理した上，平成 2 9 年 1 0 月 3 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，その謄本は，同月 1 3 日，原告に送達された。

原告は，同年 1 1 月 9 日，本件訴訟を提起した。

3 審決の理由

審決の理由は，別紙審決書（写し）記載のとおりであるが，その要旨は次のとおりである。

(1) 審判における原告（請求人）の主張の要旨

本件意匠は，物品名を「トレーニング機器」とする意匠登録第 1 5 3 6 2 4 7 号の意匠（別紙審決書（写し）の「別紙第 2」記載のとおり。以下「引用意匠」という。）と類似するから，意匠法 3 条 1 項 3 号の規定により意匠登録を受けることができないものであり，無効とすべきである。

(2) 審決の判断の要旨

本件意匠と引用意匠（以下，併せて「両意匠」という。）は，意匠に係る物品は一致するが，意匠全体として視覚的印象を異にするというべきであるから，本件意匠は引用意匠に類似するということとはできない。

(3) 審決が認定した両意匠の形態

ア 本件意匠

(ア) 基本的構成態様

形態 1：全体は，正面から見て，薄いシート状であって，略上下左右対称であり，略横長隅丸 4 角形状の上パッド，中央パッド及び下パッドが，上下

に間隔を空けて左右に平行に延びるように合計6つ配置された，略「王」字形状の本体と，本体の正面中央に設けられた，略円形のコントローラで構成されている点。

形態2：本体の上辺及び下辺中央に，円弧状の切り欠き部が形成されている点。

形態3：本体正面は平坦で，外周を縁取るように連続する線模様が1つ設けられている点。

(イ) 具体的構成態様

形態4：コントローラは，背面が略平坦な略レンズ形状で，本体に着脱可能に設けられている点。

形態5：本体背面中央に，コントローラよりも大きい円形の線模様が設けられ，各パッドに，周囲に余白を残して，略横長隅丸4角形状で，略同形同大の電極が配置され，各電極が中央の円形模様と接続され，円形模様の内側が平坦である点。

形態6：電極内に略楕円形状の区画が略千鳥状に配されて，中央の区画は大きく，上下の区画は中央から離れるほど小さくなっている点。

形態7：本体には，正面及び背面を貫通する通気孔が設けられていない点。

形態8：コントローラの外周近傍の右及び左寄りに，「+」及び「-」の表示が設けられている点。

形態9：本体周縁は，正面側の平坦面から切り立ったような垂直面である点。

イ 引用意匠

(ア) 基本的構成態様

形態1'：全体は，正面から見て，薄いシート状であって，略左右対称であり，略横長隅丸4角形状の中央パッドが，左右端が若干上に傾くように配置され，中央パッドの上に，略横長隅丸5角形状の上パッドが，左右端が中央パッドよりも上に傾くように配置され，中央パッドの下に，略横長隅丸5角形状の下パッドが，左右端が中央パッドよりも下に傾くように配置された，合計6つのパッドからなる本体と，本体の正面中央に設けられた，略円形の強弱調整ボタンで構成されている点。

形態2'：本体の上辺及び下辺中央に，略「V」字状の切り欠き部が形成されている点。

形態3'：本体正面は，各パッドの外周を縁取る線模様が，パッドごとに分断して合計6つ設けられ，その内側に，各パッドの外形に相似するような隅丸略5角形状の線溝が，相似形に3本施されている点。

(イ) 具体的構成態様

形態4'：強弱調整ボタンは，本体から突出して設けられた略円筒状の強弱調整ボタン基部の上に同心に配置され，正面側が閉塞する略円筒状で，本体に一体に設けられている点。

形態5'：本体背面中央に、ボタン基部よりも大きい円形の線模様が設けられ、各パッドに、周囲に余白を残して、略横長隅丸4角形状で、略同形同大の電極が配置され、各電極が中央の円形模様と接続され、円形模様の内側に、周囲に放射状の線模様が施され、中央にコイン掛け溝を有する電池部蓋が設けられている点。

形態6'：電極内に略6角形状の区画が略千鳥状に配されて、中央の区画は大きく、上下の区画は中央から離れるほど小さくなっている点。

形態7'：本体のボタン基部の斜め上下左右に、正面及び背面を貫通する略隅丸3角形状の通気孔が設けられている点。

形態8'：強弱調整ボタンの正面上下に、「+」及び「-」の表示が設けられている点。

形態9'：本体周縁は、正面側のゆるやかな傾斜面から滑らかにつながる、ごく低い垂直面である点。

(4) 審決が認定した両意匠の形態上の共通点及び差異点

ア 共通点

(ア) 基本的構成態様における共通点

共通点(A)：全体は、正面から見て、薄いシート状であって、略左右対称であり、横長多角形の上パッド、中央パッド及び下パッドが合計6つ配置された本体と、本体中央に設けられた略円形のコントローラ（強弱調整ボタン）で構成されている点。

共通点(B)：本体の上辺及び下辺中央に切り欠き部が形成されている点。

(イ) 具体的構成態様における共通点

共通点(C)：本体背面中央に、コントローラよりも大きい円形の線模様が設けられ、各パッドに、周囲に余白を残して、略横長隅丸4角形状で、略同形同大の電極が配置され、各電極が中央の円形模様と接続されている点。

共通点(D)：電極内に同形の区画が略千鳥状に配されて、中央の区画は大きく、上下の区画は中央から離れるほど小さくなっている点。

共通点(E)：コントローラに「+」及び「-」の表示が設けられている点。

イ 差異点

(ア) 基本的構成態様における差異点

差異点(ア)：本体が、本件意匠は、上パッド、中央パッド及び下パッドが、いずれも略横長隅丸4角形状であり、上下に間隔を空けて左右に平行に延びるように配置されて、正面視略「王」字形状となっているのに対して、引用意匠は、中央パッドが略横長隅丸4角形状で、左右端が若干上に傾くように配置され、上パッドが略横長隅丸5角形状で、左右端が中央パッドよりも上に傾くように配置され、下パッドが略横長隅丸5角形状で、左右端が中央パッドよりも下に傾くように配置されている点。

差異点(イ)：本体の上辺及び下辺中央の切り欠き部が、本件意匠は円弧状であるのに対して、引用意匠は略「V」字状である点。

差異点(ウ)：本体正面が，本件意匠は平坦で，外周を縁取る線模様が連続して1つ設けられているのに対して，引用意匠は，外周を縁取る線模様がパッドごとに分断して合計6つ設けられ，その内側に，各パッドの外形に相似するような隅丸略5角形状の線溝が，相似形に3本施されている点。

(イ) 具体的構成態様における差異点

差異点(エ)：コントローラが，本件意匠は，背面が略平坦な略レンズ形状で，本体に着脱可能に取り付けられているのに対して，引用意匠は，本体から突出して設けられた略円筒状の強弱調整ボタン基部の上に同心に配置され，正面側が閉塞する略円筒状で，本体に一体に設けられている点。

差異点(オ)：本体背面中央の円形模様の内側が，本件意匠は平坦であるのに対して，引用意匠は周囲に放射状の線模様が施され，中央にコイン掛け溝を有する電池部蓋が設けられている点。

差異点(カ)：電極内の区画が，本件意匠は略楕円形状であるのに対して，引用意匠は略6角形状である点。

差異点(キ)：本件意匠は，本体の正面及び背面を貫通する通気孔が設けられていないのに対して，引用意匠は，コントローラの斜め上下左右に，正面及び背面を貫通する略隅丸3角形状の通気孔が設けられている点。

差異点(ク)：コントローラの「+」及び「-」の表示が，本件意匠はコントローラの外周近傍の右及び左寄りに設けられているのに対して，引用意匠はコントローラの正面上下に設けられている点。

差異点(ケ)：本体周縁が，本件意匠は，正面側の平坦面から切り立ったような垂直面であるのに対して，引用意匠は，正面側のゆるやかな傾斜面から滑らかにつながる，ごく低い垂直面である点。

【判 断】

当裁判所は，審決の判断に誤りはないと判断する。その理由は以下のとおりである。

1 両意匠の形態

(1) 弁論の全趣旨によれば，本件意匠及び引用意匠の形態は，審決の認定のとおりと認められる。

(2) 原告は，引用意匠には高度の独自性及び斬新性があるから，この独自性，斬新性がある部分を大づかみにして比較すべきなのに，審決における両意匠の基本的構成態様についての認定は，余りにも細部にわたっているという趣旨の主張をする。

しかし，審決が認定した両意匠の基本的構成態様は，いずれも両意匠のいわゆる輪郭部分に加え，一見して認識できる略円形のコントローラ（強弱調整ボタン）部分の形態や各パッドに設けられている線模様であって，意匠の形態を大づかみにした場合に認識できる骨格的態様，すなわち基本的構成態様に属するものというべきであるから，審決の基本的構成態様の把握に誤りはない。む

しる、原告の主張は、基本的構成態様を過度に抽象化しているものといわざるを得ない。

また、審決は、各パッドの形態（形態1及び形態1'）、コントローラ（強弱調整ボタン）の側面の形態（形態4及び形態4'）、本体周縁の形態（形態9及び形態9'）についても的確に捉えて認定しており、正当といえる。

なお、原告が主張する引用意匠の形態6'については、審決が認定した形態1'における「…上パッドが、左右端が中央パッドよりも上に傾くように配置され、…下パッドが、左右端が中央パッドよりも下に傾くように配置された…」との部分に包含されていると認めるのが相当である。

したがって、両意匠の形態に関する審決の認定に誤りはなく、この点についての原告の主張を採用することはできない。

2 両意匠の形態における共通点及び差異点

弁論の全趣旨によれば、本件意匠及び引用意匠の形態における共通点及び差異点についても、審決の認定のとおりと認められる。

なお、審決が認定した差異点(ケ)は、原告が主張していない差異点であるが、両意匠を対比するとこの点に差異があるのは明らかであるから、これを両意匠の差異点と認定した審決の判断に誤りはない。

3 両意匠の類否判断

(1) 両意匠の物品は、いずれも「トレーニング機器」と同一であって、微弱電流により腹筋等を刺激し、腹部の筋肉等を引き締めるためのものである点において共通する。その需要者についても、いずれもそのようなニーズを有する一般消費者であると認められる。そして、両意匠に係る物品は、これを使用者の腹部に載せ、当該物品の背面に設けられている電極を腹部に接触させて使用する物であるから（両意匠の【使用状態を示す参考図】参照。）、着脱時には、直接肌に触れることになる背面も、ある程度の注意をもって見る機会があるものの、需要者は主に当該物品の表面を正面ないし斜め上方向から見る機会が多いというべきである。両意匠を実施した物品及び同種の物品を紹介するカタログ、ポスター等においても、これらの物品単独で、又は腹部に装着した物品の表面を正面から撮影した画像が多く使用されており（甲3の2から3の4、7）、上記の観察方法の正当性を裏付けるものといえる。

(2) 以上を前提として、両意匠が需要者の視覚を通じて起こさせる美観が類似するか否かを検討する。

ア 両意匠の形態上の共通点について

両意匠は、全体は、正面から見て、薄いシート状であって、略左右対称であり、横長多角形の上パッド、中央パッド及び下パッドが合計6つ配置された本体と、本体中央に設けられた略円形のコントローラ（強弱調整ボタン）で構成されている点（共通点(A)）、本体の上辺及び下辺中央に切り欠き部が形成されている点（共通点(B)）、本体背面中央に、コントローラよりも大きい円形の線模様が設けられ、各パッドに、周囲に余白を残して、略横長

隅丸4角形状で、略同形同大の電極が配置され、各電極が中央の円形模様と接続されている点（共通点(C)）、電極内に同形の区画が略千鳥状に配されて、中央の区画は大きく、上下の区画は中央から離れるほど小さくなっている点（共通点(D)）、並びにコントローラに「+」及び「-」の表示が設けられている点（共通点(E)）において、共通する形態を有している。

これらの共通点のうち、全体が、正面から見て、薄いシート状であって、略左右対称であり、パッドが複数配置された本体と、本体中央に設けられた略円形のコントローラ（強弱調整ボタン）で構成されている点（共通点(A)）、本体の上辺又は下辺中央に切り欠き部が形成されている点（共通点(B)）、並びにコントローラに「+」及び「-」の表示が設けられている点（共通点(E)）は、甲3の3等にみられるようにありふれた態様であって、類否判断に及ぼす影響は小さい。

これに対し、両意匠は、横長多角形の上パッド、中央パッド及び下パッドが左右対称に合計6つ設けられているという、特徴的な形態を有しているところ、パッド部が全体に占める面積が大きく、かつ、各パッド間の区切りも明瞭であるから、この点は需要者の注意を強くひく構成態様と評価することができる。

また、両意匠は、背面の電極の形態に関し、上記共通点(C)及び共通点(D)において共通するが、上記(1)のとおり、需要者が当該物品の背面に着目する程度は高くないと認められるから、これらの共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は大きくないというべきである。

イ 両意匠の形態上の差異点について

(ア) 差異点(ア)及び差異点(イ)についてみると、本件意匠は、上パッド、中央パッド及び下パッドが、いずれも略横長隅丸4角形状であり、上下に間隔を空けて左右に平行に延びるように配置されて、正面視略「王」字形状となっており、本体の上辺及び下辺中央に円弧状の切り欠きがあるものの、全体として略横長隅丸4角形に収まる形状となっており、総じて枠にはまった型どおりの平板で単調な印象を与えるものである。これに対し、引用意匠は、中央パッドが略横長隅丸4角形状で、左右端が若干上に傾くように配置され、上パッドが略横長隅丸5角形状で、左右端が中央パッドよりも上に傾くように配置され、下パッドが略横長隅丸5角形状で、左右端が中央パッドよりも下に傾くように配置されており、本体の上辺及び下辺中央に略V字状の切り欠きが設けられていることと相まって、変化に富み、いきいきとした躍動感や力強さといった、意匠に係る物品を使用することによって達成しようとする目標に沿う印象を需要者に与えるものであるから、これらの差異点により需要者に与える印象の違いは極めて大きいというべきである。

また、差異点(ウ)については、本件意匠の表面の縞模様は、外周を縁取る線模様が連続して1つ設けられているにすぎず、単調な印象しか与えないのに対し、引用意匠は、外周を縁取る線模様がパッドごとに分断して合計6つ

設けられ、その内側に、各パッドの外形に相似するような隅丸略五角形状の線溝が、相似形に3本施されている点において、腹部の筋肉の盛り上がりイメージさせるものといえるから、この点についても、需要者に与える印象の違いは極めて大きいというべきである。

さらに、差異点(ク)について、コントローラの「+」及び「-」の表示がコントローラの外周近傍の右及び左寄りに設けられているか、コントローラの正面上下に設けられているかによって、一定程度異なる印象を需要者に与えるといえる。

(イ) 次に、差異点(エ)については、コントローラ(強弱調整ボタン)の形態が略レンズ形状か略円筒状かは、目につきにくい部分における細かな差異にすぎないし、本件意匠に係る物品を使用する際には、このコントローラ部を装着したままの状態にするものと認められるから(すなわち、需要者は主にコントローラ部が本体に装着された状態を観察することになる。)、需要者に与える印象の違いは小さいというべきである。

また、差異点(キ)については、引用意匠に設けられている通気孔は、本体中央に設けられているコントローラの斜め上下左右という比較的需要者の注意をひく位置にあり、形状が略隅丸三角形であることから、シャープな印象を与えるものといえるが、その孔自体それ程目立つものではなく、通気孔の部分が全体に占める割合もごく小さいことから、この点が需要者に与える印象の違いは小さいというべきである。

(ウ) その余の差異点については、両意匠を全体としてみたときに、ごく限定された部分又は目につきにくい部分における細かな差異にすぎず、他の共通点・差異点から生ずる美感を左右するほどのものとはいえない。

ウ 以上によれば、両意匠が共通して有する、横長多角形の上パッド、中央パッド及び下パッドが合計6つ設けられている形態は、需要者の注意を強く引く構成態様と評価することができる。

また、両意匠は、背面の電極の形態に関し、上記共通点(C)及び(D)において共通するが、背面の形態であって、需要者が着目する程度は高くないから、この点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は大きくない。

他方、差異点(ア)から(ウ)によってもたらされる印象は、本件意匠においては、枠にはまった型どおりの平板で単調なものであるのに対し、引用意匠においては、変化に富み、いきいきとした躍動感や力強さといったような、意匠に係る物品を使用することによって達成しようとする目標に沿うものとなっており、これらの差異点が与える印象の違いは、上記共通点ももたらす印象をはるかに凌駕するものである。

そうすると、その余の共通点、差異点ももたらす印象を考慮しても、両意匠は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感を異にするというべきである。

(3) したがって、本件意匠は、引用意匠に類似するといえない。

4 結論

以上によれば、審決に取り消されるべき違法はないから、原告の請求は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件は、被告が適式の呼び出しを受けながら、口頭弁論期日に出頭しないし、答弁書その他の準備書面も提出しないことから、第2記載の請求原因事実を、被告はいずれも認めたものとみなされる、と裁判所は認定した上で審理を進めた後、「審決の判断に誤りはない」と結論を出したのである。

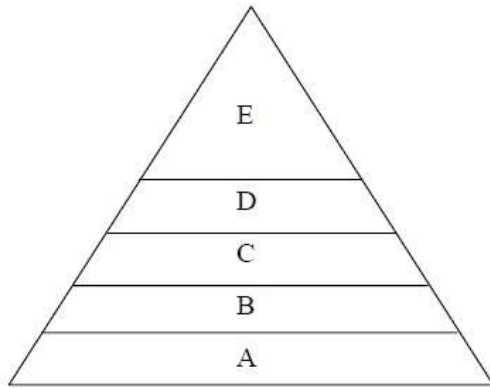
欠席裁判でも、知財高裁による審決取消請求事件の行政訴訟にあっては、裁判所は一方的に審理を終結してその是非を判断するものであることを筆者は初めて知ったのである。

2. さて、原告は、原告が本件意匠の設定登録後、約半年後に出願して登録された被告意匠に対し登録無効審判の請求したのであるが、その住所を見ると、同市同区内の同業者であるようで、被告は原告意匠の製造販売を知った後に新しい意匠を創作して出願をしたのであろう。また、意匠に係る物品の名称も、その物品の説明についても、両者は同じような記載をしているのである。

また、両登録意匠公報中の「参考文献」の記載を見ると、いろいろな公知資料や登録意匠が、出願前に存在していたことがわかる。

3. ところで、筆者は、特許庁審判部の2つの対象意匠、即ち、本件意匠及び引用意匠についての各形態の説明において、(1)基本的構成態様と(2)具体的構成態様とに区分していることに対して、まず批判したい。けだし、何を基準として、物品に係る意匠の形態を「基本」と「具体」とに分けているのかを、当業者はまず理解できないからである。

そもそも特許庁とは、国民から提出された出願意匠が、意匠法3条1項・2項、9条などの登録要件を具備しているかどうかを審査することを使命とする行政機関であるから、まずこの使命をまっとうするための論法を立てなければならないのである。この論法とは、次に開示するようなピラミッド型の図に表れているのであり、この通りに、本件意匠と被告意匠との各形態が有する構成態様をまず解析した上で、本件意匠が有する創作的形態を把握することになるからである。



E= 創作的形態
 D= 公知的形態（刊行物上）
 C= 公知的形態（事実上）
 B= 周知的形態
 A= 物品の基本的形態

4. ところが、本件審決にあつては、まず何を基準として「基本的構成態様」としているかについての説明がないから、審判部の恣意としか言いようがない。

審判部の恣意ということが過言であるというならば、特許庁意匠課が作成した「意匠審査基準」に依るものであるから、特許庁という行政府における審査、審判の段階ではこれに従うことになるとしても、裁判所という司法府における批判の段階では、独自の法理論に基づいて解析すべきであると筆者は考えるのである。それが、前記したピラミッド論法なのである。

また、審決では形態1～形態9に分析しているが、この分析も恣意的である。ここは、正に本件意匠全体の形態についての構成態様の説明であるから、(1) (2) (3)・・・の個別部分についての説明をすればよいのである。

5. ところで、本件判決は、両意匠の類否判断において、「両意匠が需要者の視覚を通じて起こさせる美観が類似するか否かを検討する。」としているが、全くおかしいのである。

また、本件判決は別個所において、「これらの差異点を与える印象の違いは、上記共通点をもたらす印象をはるかに凌駕するものである。そうすると、その余の共通点、差異点をもたらす印象を考慮しても、両意匠は需要者の視覚を通じて起こさせる美観を異にするというべきである。」したがって、「本件意匠は、引用意匠に類似するといえない。」と結んでいるのである。

6. 「美観」と「美感」とは、意味の異なる概念であることは、筆者は何回も指摘し、地裁判決を訂正した高裁判決もあるところ、本件は高裁判決である。

そうすると、裁判所は判決文の作成において、依然として反省することなく違法性を繰り返していることを指摘しなければならない。

また、最近導入された意匠法24条2項では、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定してはいても、「美観が類似するか否か」に基づいて行うものであるとは規定していないのである。

また、「美観 (aesthetic appearance)」が類似するというのであれば理解できても、「美感 (aesthetic feeling)」が類似するとは、まったく理解することはできないのである。

7. あえて蛇足を言えば、法24条2項は、平成18年改正法によって「登録意匠の範囲」の条項に追加された規定であるから、意匠権が発生している登録意匠をめぐる意匠権侵害事件が起こった時にのみ適用できても、出願意匠における登録要件の有無にからむ事案に対しては、適用されるべき規定ではないのである。

もし意匠法が法24条2項のような「意匠の類似」とは何かについてあえて規定したいのであれば、立法者は法第1章総則の2条における「定義」規定の条項において規定すべきなのである。これについて学究の皆様の意見を聴きたいところである。

[牛木 理一]

〔本件登録意匠〕

- (19) 【発行国】日本国特許庁 (JP)
(45) 【発行日】平成28年12月12日 (2016. 12. 12)
(12) 【公報種別】意匠公報 (S)
(11) 【登録番号】意匠登録第1565074号 (D1565074)
(24) 【登録日】平成28年11月11日 (2016. 11. 11)
(54) 【意匠に係る物品】トレーニング機器
(52) 【意匠分類】J7-160
(51) 【国際意匠分類】Loc (10) C1. 28-03
(21) 【出願番号】意願2016-2431 (D2016-2431)
(22) 【出願日】平成28年2月5日 (2016. 2. 5)
(72) 【創作者】

【氏名】金田 弘克

【住所又は居所】愛知県名古屋市中村区亀島2丁目29-17 株式会社わがんせ内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】510284945

【氏名又は名称】株式会社わがんせ

【住所又は居所】愛知県名古屋市中村区亀島2丁目29-17

(74) 【代理人】

【識別番号】100090239

【弁理士】

【氏名又は名称】三宅 始

(74) 【代理人】

【識別番号】100100859

【弁理士】

【氏名又は名称】有賀 昌也

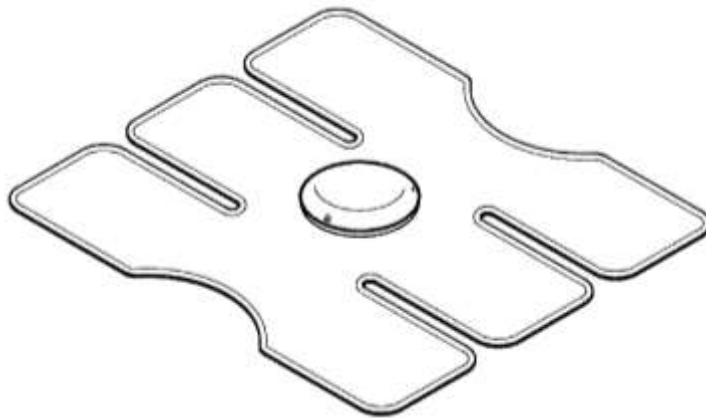
【審査官】原川 宙

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、背面の電極部をジェルシートで腹部に貼着し、電極部を通して微弱電流をコントローラから腹部に伝えて腹部を刺激し、腹部の筋肉を引き締めるトレーニング機器である。コントローラは本体のフックにフックボタンで着脱できる。

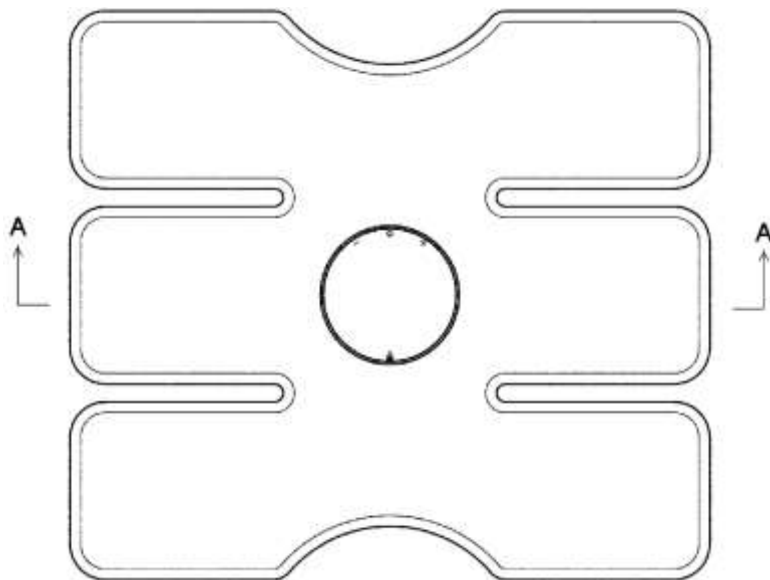
(55) 【意匠の説明】左側面図は右側面図と対称につき省略する。

【図面】

【斜視図】



【正面図】



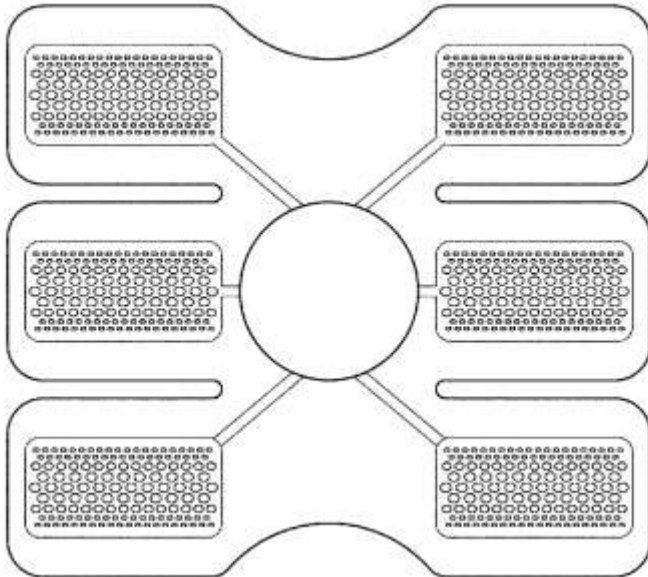
【右側面図】



【平面図】



【背面図】



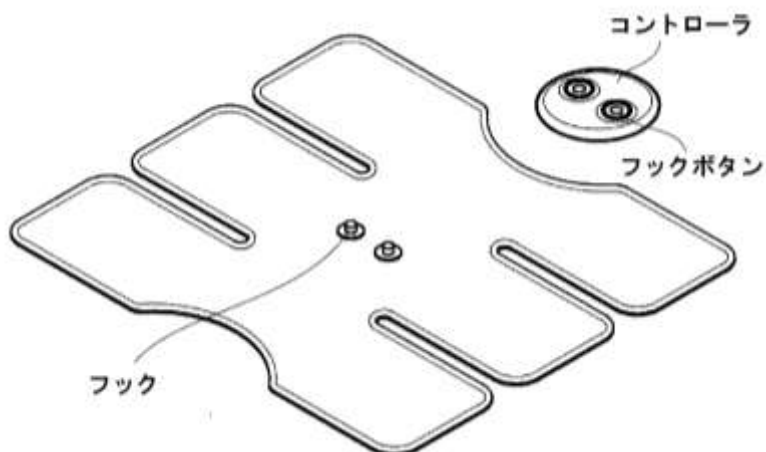
【底面図】



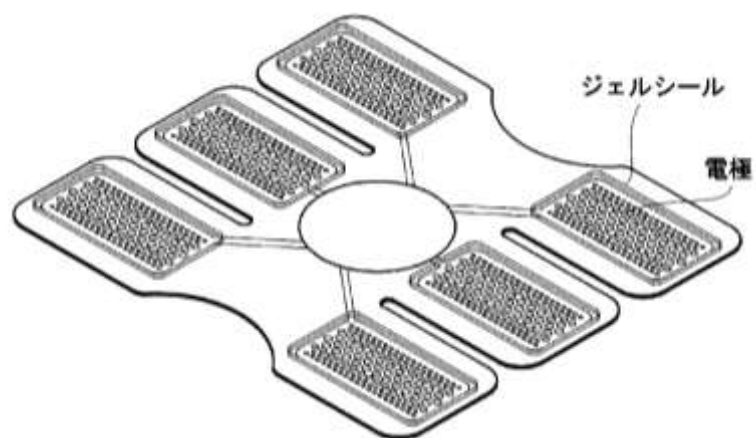
【内部機構を省略したA-A断面図】



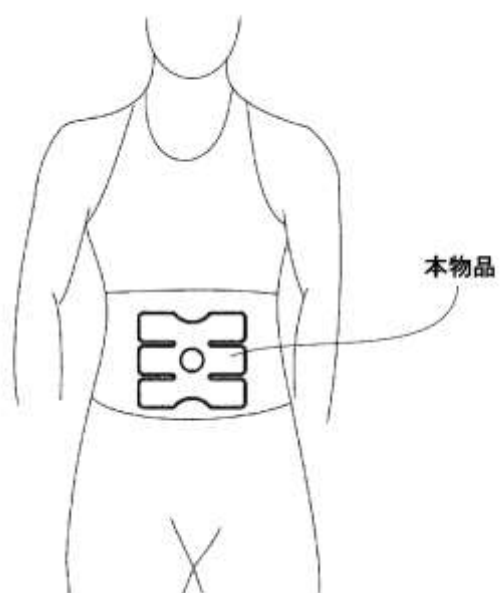
【本体から分離したコントローラを示す参考斜視図】



【背面を示す参考斜視図】



【使用状態を示す参考図】



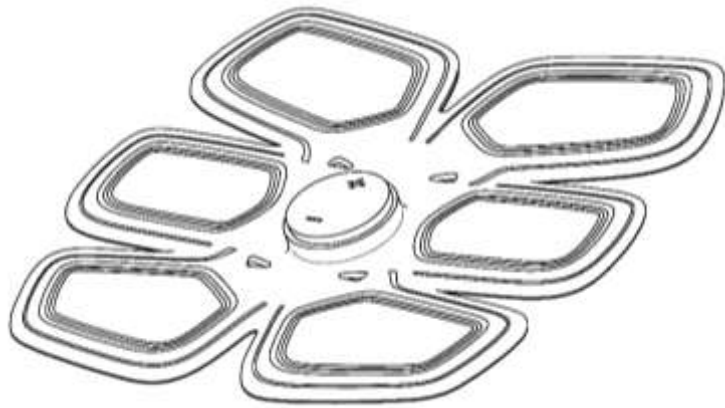
(56) 【参考文献】意登1536247 意登1545926 意登155007
4 意登1550144

〔引用意匠〕

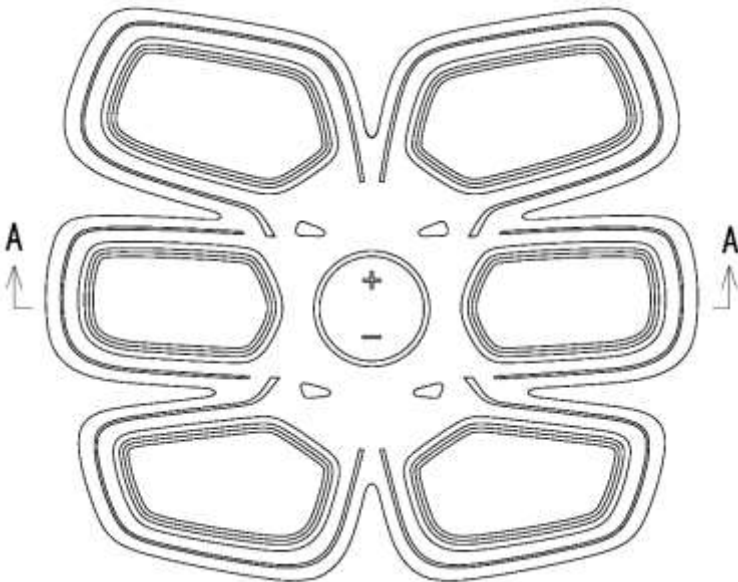
- (19) 【発行国】日本国特許庁 (JP)
- (45) 【発行日】平成27年10月26日 (2015. 10. 26)
- (12) 【公報種別】意匠公報 (S)
- (11) 【登録番号】意匠登録第1536247号 (D1536247)
- (24) 【登録日】平成27年9月18日 (2015. 9. 18)
- (54) 【意匠に係る物品】トレーニング機器
- (52) 【意匠分類】J7-160
- (51) 【国際意匠分類】Loc (10) Cl. 6-01; 24-01; 28-03, 99
- (21) 【出願番号】意願2015-3405 (D2015-3405)
- (22) 【出願日】平成27年2月19日 (2015. 2. 19)
- (72) 【創作者】
【氏名】松下 剛
【住所又は居所】愛知県名古屋市中村区本陣通二丁目32番 株式会社 MTG 内
- (73) 【意匠権者】
【識別番号】599083411
【氏名又は名称】株式会社 MTG
【住所又は居所】愛知県名古屋市中村区本陣通二丁目32番
- (74) 【代理人】
【識別番号】100083150
【弁理士】
【氏名又は名称】櫻木 信義
【審査官】大峰 勝士
- (55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、背面電極部から流れる微弱電流により腹筋等を刺激し、腹部の筋肉等を引き締めるためのトレーニング機器である。
- (55) 【意匠の説明】左側面図は右側面図と対称につき省略する。各部の名称を示す参考正面図及び参考背面図中、平行斜線を施した部分は印刷が施されている。

【図面】

【斜視図】



【正面図】



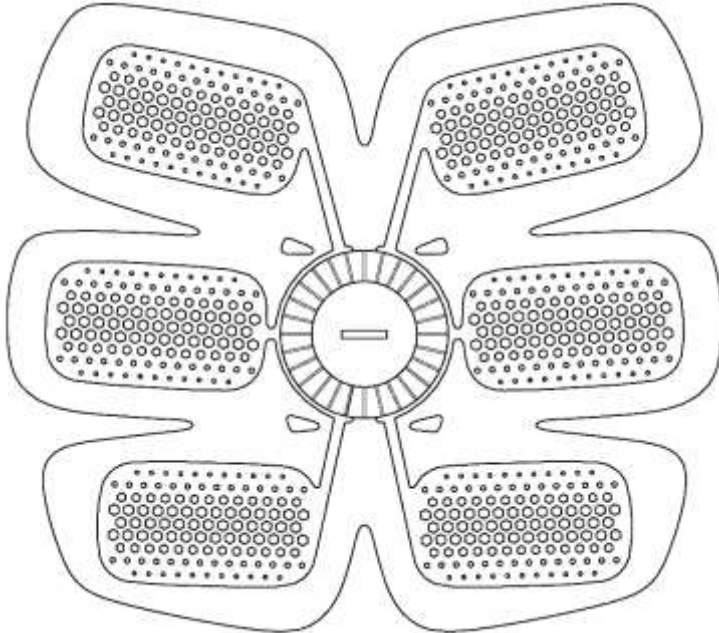
【右側面図】



【平面図】



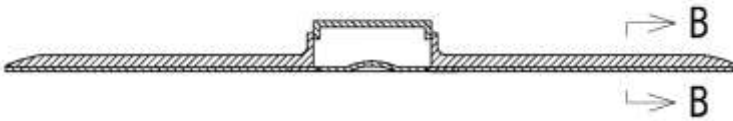
【背面図】



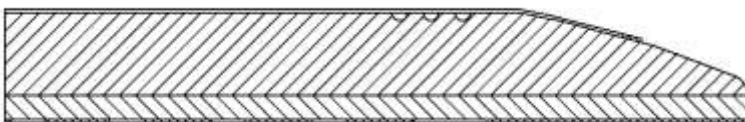
【底面図】



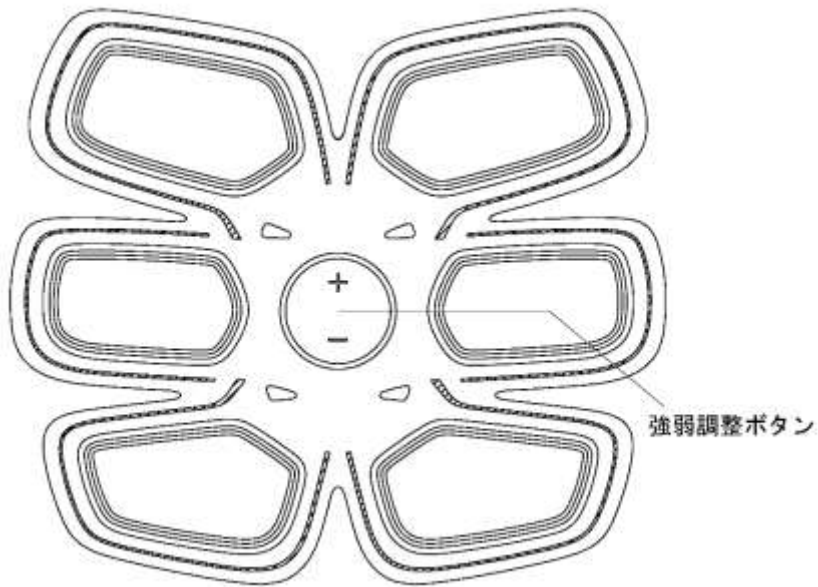
【内部機構を省略したA-A断面図】



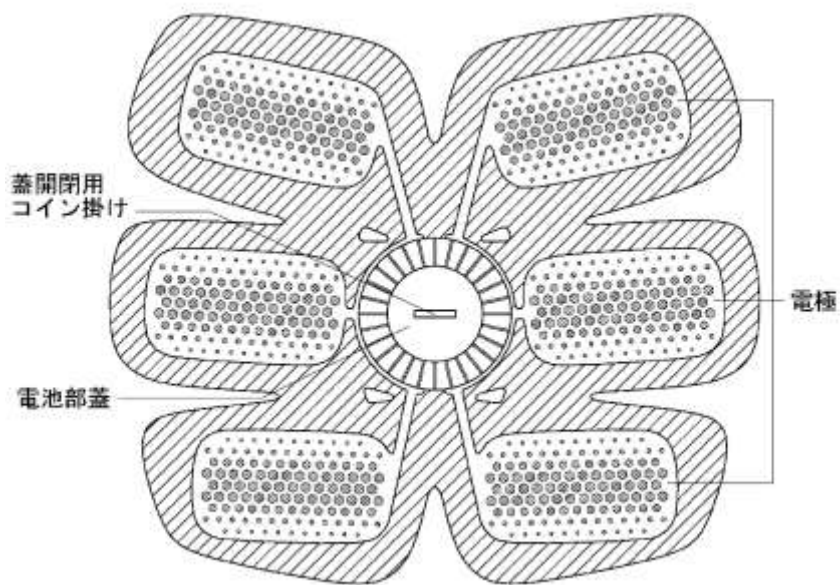
【B-B部拡大図】



【各部の名称を示す参考正面図】



【各部の名称を示す参考背面図】



【使用状態を示す参考図】



(56) 【参考文献】意登1135259 Beauty Viking エステティック総合カタログ 保存版
、102頁、3374005、3374006、(特許庁意匠課公知資料番号HC25009889) 株式会社
社ディノス、ホームページ掲載実績あり、900-M251-02、(特許庁意匠課
公知資料番号HJ2503
1013) 株式会社ディノス、ホームページ掲載実績あり、900-M251-0
3、(特許庁意匠課公知資
料番号HJ25031014)